

## 令和2年度からの施設等利用給付等の給付方法について

令和元年10月から開始の幼稚園における「幼児教育無償化」の「施設等利用給付」について、松戸市では初年度の半年間は保護者に給付対象額を後払いする「償還払い」の方法を採用させていただいております。令和元年10月から3月分の給付に関しては、今年度の在園状況を確認後、来年度5月中旬頃に保護者の口座へと市から振込みます。

令和2年4月より、市民及び幼稚園からのご要望をもとに、在園するお子様が幼稚園で要する「教育時間」の保育料の給付対象額については、松戸市から幼稚園に支給する「法定代理受領」へと給付の方法を変更いたします。（「預かり保育」の給付対象額については利用実績を確認した後「償還払い」となります。）

### I. 給付のしくみ

給付の対象	給付の方法		保護者負担分
教育時間 (入園料・保育料)	松戸市 ↓ 幼稚園	給付対象額を松戸市から幼稚園に支給します (幼稚園の代理受領)	入園料を在園月数で割ったものと1ヶ月の保育料を合わせ、給付上限額を超えた分については自己負担となります。
預かり保育料	松戸市 ↓ 保護者	預かり保育の年度末迄の利用実績を確認し、給付対象額を翌年の5月頃に、市から保護者の口座に振込みます	「2号」又は「3号」認定を受け、保育を必要とする要件で、預かり保育を利用された場合に1日450円までの範囲で給付されます。 給付額を超えた差額分については自己負担となります。

### II. 教育時間の給付

教育時間の給付対象額は、「入園料の月額換算」に「月額保育料」を合わせた利用料に対し、月額上限25,700円までが給付対象額となります。

	月額保育料	入園料	入園料の扱い
1	上限額(25,700円)以下	一部又は全額無償	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育料と入園料の月額換算分を合わせても給付上限額と同額かそれ以下の場合は、全額無償となります。</li> <li>保育料と入園料の月額換算分を合わせ、上限25,700円までは給付対象となり、超える分は自己負担となります。</li> <li>幼稚園の運営方法により、入園時に一時的に入園料を徴収する幼稚園もあります。</li> </ul>
2	上限額(25,700円)同額	入園料は全額自己負担となります	
3	上限額(25,700円)以上	入園料は全額自己負担となります	※毎月の保育料についても、給付上限額(月額)を超えるため入園料と合わせ、自己負担分が発生します

### III. 預かり保育の給付

「2号」および「3号」の認定を受け預かり保育を利用した場合にかかる費用の給付については、年度末までの利用実績を確認した上で松戸市から保護者に向け、「償還払い」とさせていただきます。申請から給付の流れについては以下の通りです。

- (1) 2号・3号に認定された方は、幼稚園より預かり保育の給付額請求に必要な申請書類一式を受け取る
- (2) 預かり保育料を幼稚園へ払い、領収書を受け取る(申請で必要となります)
- (3) 申請書を幼稚園の指定する締切日までに幼稚園へ提出する(年度末の最終利用日後)
- (4) 5月末頃確定した給付額が松戸市より指定口座へ振込まれる